

令和 8 年第 3 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 8 年 3 月 2 7 日)

召集年月日 令和8年3月27日（金）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和8年3月27日 午後3時00分

閉会 令和8年3月27日 午後4時30分

出席委員（13名）

1 番	谷口雅弘	2 番	森和哉	3 番	早川直助
4 番	吉田実	5 番	古池洋子	6 番	岩崎誠一
7 番	國久博一	8 番	山崎秀樹	9 番	松井厚雄（会長）
1 1 番	松宮俊幸	1 2 番	吉村由美	1 3 番	浦松勝己
1 4 番	松尾豊				

欠席委員（3名）

1 0 番 塩野鐘吉

出席事務局

局長 小西守

次長 門野幸文

書記 木村光宏

宮本慶子

提出議案

議案第12号 農地転用事業計画変更の申請審議について

議案第13号 農地転用事業計画変更の申請審議について

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

- 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について
- 議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について
- 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について
- 議案第 19 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
- 議案第 20 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和8年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、10番 塩野委員より欠席の連絡を受けております。

また、推進委員におかれましては、中川委員・木村委員・赤井委員・岩佐委員の対象地区に案件があるため参集の通知を送付させていただきましたが、木村委員・赤井委員・岩佐委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております9議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和8年第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 2 番 森委員さんと 6 番 岩崎委員さんを
指名いたします。

〔日程 2〕

議 長 日程 2 議案第 1 2 号 農地転用事業計画変更の申請審
議について を議題とします。
議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
議案第 1 2 号は、〇〇〇〇の設置に関して〇〇〇より提出
されている農地法第 5 条申請に併せて必要となる転用事業
計画変更申請であります。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
議案第 1 2 号の農地転用事業計画変更申請については、本
来であれば前回の農業委員会で〇条申請と同時に上程する
必要がありましたが、事務局の確認不足により忘れていたも
のであります。そのため、今回改めて委員の皆様にご審議い
ただきたく、議題として上程させていただきました。

では、お手元の資料 2 ページをご覧ください。

（議案第 1 2 号資料説明）

内容の詳細については、先月の農業委員会において説明さ
せていただいておりますので、詳細な説明は割愛させていた
だきます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につ
きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております
のでご報告願います。

山崎委員 はい、議長。
1 8 日に松尾委員と現地を確認しましたが、〇〇の下には
〇〇が栽培されていまして。また、社員の退職に伴い、〇〇
〇から〇〇〇へ事業承継されることはやむをえない事情で
あるとともに、〇〇〇においては〇〇での事業実績があるた
め、事業承継について、問題ないと考えます。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が

ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第12号 農地転用事業計画変更の申請審議については、承認相当の意見を付して県へ進達するものとします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第13号 農地転用事業計画変更の申請審議について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
議案第13号は、〇〇の〇〇〇が転用事業計画を住宅から駐車場に変更する申請であります。
詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
(議案第13号資料説明)
申請者は、令和〇年〇月〇日付で住宅建設の計画で転用許可を受けていました。元々〇〇で住むための住宅を建設予定でしたが、着工する前に〇〇がお亡くなりになられたため、住宅建設の計画がなくなりました。住宅の計画はなくなりましたが、元々〇〇等来客が多い時の駐車場スペースが不足していたこともあり、当該農地を駐車場として整備されました。本来、計画変更承認後に着工しますが、本人の認識不足により、すでに駐車場として整備されています。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山崎委員

はい、議長。

こちらも18日に松尾委員と現地を確認いたしました。
当該農地の周辺に農地はなく、営農に影響はありません。
また、住宅建築から駐車場という事業計画の変更理由はやむを得ないため、変更の問題はないと考えます。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員

〇〇の人の名前が変わっていますよね。

宮本書記

はい。元々〇〇としての申請だったため、〇〇が変わっても問題ないとのことでした。

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長

賛成全員でございますので、日程3 議案第13号 農地転用事業計画変更の申請審議については、承認相当の意見を付して県へ進達するものとします。

[日程 4]

議 長

日程4 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第14号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。
詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長

資料7ページをご覧ください。

(議案第14号資料説明)

資料 9 ページをご覧ください。申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在も農地として管理されています。

所有権移転後は、〇〇所有のトラクター等を借り、〇〇〇〇から助言等を受けながら水稻を栽培される計画です。

許可基準は資料 8 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山崎委員 はい、議長。

こちら 18 日に松尾委員と現地を確認いたしました。今回の申請地は事務局説明のとおり、申請者の宅地の近くにあること、また、地区の〇〇〇〇の助言等を受けながら水稻を栽培されることから、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 14 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員でございますので、日程 4 議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 5]

議長 日程 5 議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
議案第 15 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。
詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
資料 10 ページをご覧ください。
(議案第 15 号資料説明)
資料 12 ページ及び 13 ページをご覧ください。13 ページは 12 ページの拡大図となっております。
申請地は、譲受人が所有する農地(〇ー〇)に隣接していますが、その申請地北側農地の L 型擁壁の設置工事において、施工位置が数センチほどずれたことが原因で、細長い農地が残る形となったものです。現在は、譲受人が所有する農地と一体で利用されているため、今回所有権移転の申請書が提出されています。
許可基準は資料 11 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

山崎委員 はい、議長。
こちら 18 日に松尾委員と現地を確認いたしました。
今回の申請地は事務局説明のとおり、すでに申請者の隣接農地と一体になっているため、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

吉田委員 15 ページの写真に小屋みたいなものがあるが、これは大丈夫なのか。

宮本書記 面積までは確認していませんが、200㎡を超えていなければ問題ありません。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 賛成全員ございますので、日程5 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 6〕

議 長 日程6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について を議題といたします。

 それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。

 議案第16号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に10年間の使用貸借権を設定する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。

 資料14ページをご覧ください。

 （議案第16号資料説明）

 当該申請地につきましては、借人が今後10年間、使用貸借権を設定したいとのことから、今回の申請をされました。借人である〇〇〇〇氏が田として使用される計画です。

 なお、申請の際、利用権設定による手続きも提案しましたが、農地法3条の使用貸借の申請で進めたいとのことでした。

 許可基準は資料15ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております

ので、ご報告願います。

山崎委員

はい、議長。

こちらも18日に松尾委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は現在、田として使用されており、借受人が営農できると確認いたしましたので、10年間の使用貸借権設定は問題ないものと判断いたします。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

中川委員

一般的には利用権設定されると思いますが、ご本人がそれではない方がいいと言われたのか。

木村書記

中川委員の言われるとおり、利用権設定のことについても本人さんに確認しましたが3条申請でいかれるとのことでした。

議長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

賛成全員でございますので、日程6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 7]

議長

日程7 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長

はい、議長。

議案第17号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地につ

いて、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請で
ございます。

詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長。

資料１７ページをご覧ください。

（議案第１７号資料説明）

資料１９ページをご覧ください。申請地は、譲受人の自
宅の目の前にある農地で、令和〇年に〇〇〇をされ、現在
も農地として管理されています。

許可基準は資料１８ページのとおり農地法第３条第２項
各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしており
ます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につ
きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております
ので、ご報告願います。

山崎委員

はい、議長。

こちら１８日に松尾委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は現在、譲渡人が畑として
使用されており、所有権移転は問題ないものと判断いたし
ます。

議 長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第１７号につい
て、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長

賛成全員でございますので、日程７ 議案第１７号 農
地法第３条第１項の規定による農地の所有権移転許可申
請審議については、原案どおり許可するものと決定いたし
ます。

[日程 8]

議長 日程8 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

議案第18号は、〇〇の〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏・〇〇〇〇・〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に5年間の使用貸借権を設定する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。

資料20ページをご覧ください。

(議案第18号資料説明)

当該申請地につきましては、借人が今後5年間、使用貸借権を設定したいとのことから、今回の申請をされました。借受人である〇〇〇〇氏が田として使用される計画です。

許可基準は資料21ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

山崎委員 はい、議長。

こちらも18日に松尾委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は現在、田として使用されており、借受人が営農できると確認いたしましたので、5年間の使用貸借権設定は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 使用貸借で５年設定となっていますが、５年後はどうするのですか。

宮本書記 もともと基盤強化促進法で相対契約をされていましたが、その制度がなくなったとのことで、農地法３条の申請がされました。利用権設定についても勧めましたが、３条申請としての書類も集めておられたのでこのまま３条申請をするとのことでした。５年度は、利用権設定をされるとのことでした。

古池委員 利用権設定をどのように勧めていけばいいのかわからない。

木村書記 利用権設定をするメリットとしましては、１０年新規に預けると１反あたり２万８千円、更新の場合１万４千円借主にでます。ですので、町としましては、機構を通した利用権設定を勧めています。

中川委員 認定農業者も、何があるかわからないので、中間管理機構を通した利用権設定を勧めていった方が、地域にとっても良いと思う。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第１８号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 賛成全員でございますので、日程８ 議案第１８号 農地法第３条第１項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 ９〕

議 長 日程９ 議案第１９号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について を議題といたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

なお、この案件につきましては、○番○○委員にはおおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。

退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

議長 それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第19号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について町から意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記 はい、議長

（議案第19号資料説明）

24ページをご覧ください。今回の対象農地は○○及び○○から○○までの合計13筆の農地であり、『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて、貸し付けるものでございます。

位置図は資料25ページから27ページとなっております。

○○の筆は全て「新規」設定となるものでございます。設定の始期ですが、すべて令和8年○月○日となっており、令和18年○月○日までの10年間の設定でございます。その他は全て「再」設定となるものでございますが、全て○○○氏と契約が行われていた農地でございます。○○氏との契約期間の残りの期間の設定となるため、終期はそれぞれ5年間から7年間の設定となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

山崎委員 はい、議長。

こちら18日に松尾委員と現地を確認いたしました。いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 〇〇さんが10年借りる予定だったが、〇〇〇〇になったことから6年ということだと思うが、新たに補助金はもらえるのか。

木村書記 〇〇さんにお支払いした補助金については、急遽〇〇〇〇になられたということもあり、返還はありません。ただ、今回再設定させていただく部分については、再設定として、一反当たり1万4千円の補助金が支給されます。

山崎委員 〇〇〇〇が営農されることを皆さん知らないと思うので、説明してください。

次 長 〇〇の借受については、令和7年度に規約を改正しまして、令和8年度から営農も開始するということになりました。令和8年度は試行的に、どうしても借受がないところを受け入れることで考えております。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、日程9 議案第19号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案) について、「特段の意見なし」として回答することといたします。

[日程 10]

議 長 日程10 議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。
 それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第20号は、農林水産省が令和4年に制定したガイドラインに基づき各農業委員会で農地の集積面積や委員の活動日数の目標等を設定するもので、令和8年度の目標をこの3月末までに決定することとされています。詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長。

資料28ページをご覧ください。

(議案第20号資料説明)

本日お配りしました資料29ページから31ページが、農林水産省が定めた統一様式による設定目標です。委員の皆様への活動にかかわる部分を抜粋して説明いたします。

まず、30ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」については、令和8年3月末時点の集積面積が384ヘクタール、集積率が53.3%となっています。目標については、県下全域の集積目標が令和15年度末までに80%となっていますが、新規集積目標面積は達成が見込める現実的な数値として2ヘクタールと設定し、来年度目標を53.5%としました。委員の皆様におかれましては、これまでと同じく利用権の設定を周囲に呼びかけていただきたいと思います。

「(2) 遊休農地の解消」については、令和3年度の農地パトロールにおいてA緑区分である農地を令和4年度から8年度の5年間で解消する目標とされているため、令和7年度の目標と同じく0.6ヘクタールとなります。また、「イ 新規発生遊休農地の解消」は令和7年度に新規で発生したA緑区分の農地を令和8年度中に解消することとされているため、令和7年度新規発生面積の1.23ヘクタールとしています。

次に31ページの「2 最適化活動の活動目標」は委員一人当たりの活動日数をひと月19日と設定させていただきました。この目標の設定については、令和7年度の目標を18日としていますが、活動日数見込が21.4日であったため、1日増やしたものでございます。平均日数ですので、19日×12か月の年間228日以上が活動があれば目標達成になります。引き続き農地の見回りや外出の際の農地の確認、農業者からの相談など、活動記録簿への記

載をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 目標について、毎年１日ずつ増えているが、目標達成すれば必ず１日増やさなければいけないのか。

宮本書記 農業会議に確認したところ、必ず増やさなければいけないことはないとのことでした。ただし、低飛行ではなく、今年の活動日数等をみて、目標は立てていただきたいとのことでした。

松井委員 日数を減らすとペナルティーがあるのか。

宮本書記 ペナルティーはありませんが、最適化交付金には影響があると聞いています。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、議案第２０号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 賛成多数でございますので、日程１０ 議案第２０号 令和８年度最適化活動の目標の設定等については、審議のとおり決定することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。
次回の令和８年第４回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和８年４月２７日 月曜日、開催時間につきましては、午後４時とし、場所は里山文化交流センターとさせていただきます。
また、次回の現地確認について、岩崎委員、松宮委員にお願いし、日程は４月２１日火曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、お手元に令和８年度農業委員会の年間スケジュール及び、農地専門委員会（現地確認）の年間スケジュールを配布させていただきました。予定となっており、変更することがありますが、基本的にはこの予定で開催をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それではこれで、令和８年第３回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。